

2019年6月11日

株 主 各 位

東京都港区白金台三丁目16番13号
株 式 会 社 リ ボ ミ ッ ク
代表取締役社長 中 村 義 一

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日） 午前10時

2. 場 所 東京都港区白金台一丁目1番1号

八芳園 本館3階 チャット

末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

なお、株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございませんのでご了承ください。

3. 目的事項

報 告 事 項 第16期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

議 案 取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<https://www.ribomic.com/>）に掲載させていただきます。

資源使用量節減のため、本定時株主総会終了後の決議通知および株主通信「RIBOMICation」の発送を行わず、当社ホームページに掲載させていただく予

定ですので、ご理解のほどお願い申し上げます。また、当社とステークホルダーの皆さまとをつなぐIRメール配信サービスを実施しておりメールアドレスをお持ちの方なら、どなたでも無料でご登録いただけますので、本サービスをご希望の方は当社ホームページよりご登録いただけましたら幸いです。

## (提供書面)

### 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 事業の経過および成果

当社は、アプタマー医薬の創製に関する総合的な技術や知識、経験、ノウハウ等からなる自社開発の創薬プラットフォームである「RiboARTシステム (Ribomic Aptamer Refined Therapeutics System)」を活用して、アプタマー医薬の研究開発（「アプタマー創薬」）に取り組んでおります。当社が実施する創薬事業には、自社でアプタマー創薬を行い、それを製薬企業にライセンス・アウトする自社創薬と、他の製薬企業と共同してアプタマー創薬を行う共同研究があります。

まず共同研究に関して、当社と大正製薬株式会社は、2014年3月1日付共同研究契約に基づき共同研究を実施してまいりました。本共同研究の結果得られたアプタマーに、変形性関節症の増悪因子の一つである ADAMTS5 (a disintegrin and metalloproteinase with thrombospondin motifs 5) の働きを抑制し、変形性関節症の新規治療薬候補となる可能性が示されたことから、当該成果に関する特許の国際出願を共同で完了いたしました。併せて両者は、2019年4月に共同研究成果の今後の取り扱いについて覚書を締結いたしました。今後、大正製薬株式会社の協力を適宜受けながら、当社が当該アプタマーの事業化を進める上で重要なグローバル展開を推進するためのパートナーを選定していく事といたしました。

次に、自社創薬に関しては、特にRBM-007（抗FGF2アプタマー）の開発に積極的に取り組みました。RBM-007は難治性の希少疾患として知られる軟骨無形成症（四肢短縮による低身長を伴う）、および高齢者の失明の原因ともなりうる加齢黄斑変性症を当初の対象疾患としております。

軟骨無形成症プロジェクトは2018年度からの3年間を対象に、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の難治性疾患実用化研究事業に採択されており、本支援の下、治験開始に向けた準備を着実に進めております。

加齢黄斑変性症については、臨床試験として、最初にRBM-007の安全性・忍容性を調べることを主な目的とした、PI/IIa試験を米国において実施中です。

本PI/IIa試験は、オープンラベル（非盲検）、非無作為化（ランダム化しない）、非対照（対照薬を置かない）の試験で、9人の被験者に対して、RBM-007を単回投与（硝子体内注射）いたします。3用量（3コホート）を設定し、もっとも少ない用量から1人ずつ投与し、安全性、忍容性等を確認してまいります。スタンフォード大学を中心とした米国西海岸の複数の治験施設において試験を進めております。2018年10月から2019年4月までに全9例の投与が完了し、これまでのところ、いずれの患者においても安全性について特段の問題となる事象は認められないとの結果を得ています。

今後もRIBOMIC USA Inc.との緊密な連携の下、関連法令、ガイドライン等を遵守しつつ、RBM-007の臨床試験を迅速・適切に推進してまいります。

また、心不全治療薬として開発中の自社創薬品目RBM-003（抗Chymaseアプタマー）についても、心不全発症後の動物モデルにおいて、顕著な心機能改善効果とともに、救命効果を示すことを明らかにしており、引き続き最重要のパイプラインの一つと位置付け、取り組んでおります。

また、アプタマー医薬品の汎用性を、従来の医薬品では取り組みが難しかった分野で生かすべく、基盤技術の研究開発も進めており、GPCR（Gタンパク質共役型7回膜貫通型受容体）を標的とするRNAアプタマー創薬技術の開発（AMED委託事業）や、コンピュータ科学を応用した新技術の開発（国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）委託事業）等を行っております。

これらの結果、当事業年度において事業収益を7百万円（前事業年度比87.7%減）、事業費用として研究開発費を612百万円、販売費及び一般管理費を323百万円計上し、営業損失は928百万円（前事業年度は営業損失899百万円）となりました。

また、営業外収益として、AMEDの委託事業による助成金収入103百万円等を計上した一方で、営業外費用として、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第14回新株予約権の発行諸費用等に係る株式交付費11百万円を計上したこと等により、経常損失は835百万円（前事業年度は経常損失751百万円）となりました。これにより当期純損失は836百万円（前事業年度は当期純損失753百万円）となりました。

なお、当社は創薬事業およびこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は9百万円であります。

その主なものは、研究用機器（DNA断片複製装置「サーマルサイクラー」等）の取得によるものであります。

## (3) 資金調達の状況

当社は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により1,000百万円、行使価額修正条項付新株予約権の行使により86百万円、ストックオプションの行使により6百万円合わせて1,093百万円の資金調達を実施しました。

## (4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分                   | 第13期<br>(2016年3月期) | 第14期<br>(2017年3月期) | 第15期<br>(2018年3月期) | 第16期<br>(当事業年度)<br>(2019年3月期) |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 事業収益(千円)              | 121,911            | 93,773             | 64,727             | 7,949                         |
| 経常損失(△) (千円)          | △322,103           | △658,864           | △751,609           | △835,200                      |
| 当期純損失(△) (千円)         | △323,313           | △646,603           | △753,048           | △836,624                      |
| 1株当たり当期純損失<br>(△) (円) | △24.92             | △48.83             | △55.61             | △58.22                        |
| 総 資 産 (千円)            | 3,183,419          | 2,495,967          | 2,326,919          | 2,569,036                     |
| 純 資 産 (千円)            | 3,039,230          | 2,438,864          | 2,227,171          | 1,483,019                     |
| 1株当たり純資産 (円)          | 231.21             | 183.27             | 156.54             | 102.95                        |

(注) 1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

## (5) 対処すべき課題

当社は、アプタマーの医薬品としての研究開発を行い、製薬企業にライセンス・アウトした時に受け取る契約一時金、開発進行に伴ってその節目に受領するマイルストーン収入、製品上市後に受け取るロイヤリティーおよび共同研究に伴って得られる共同研究収入などにより収益を獲得する創薬事業を展開しております。このようなビジネスモデルにおいて、継続的かつ安定的な収益の確保の実現と、今後の飛躍に向けた中長期の経営課題として、「リボミック・アプタマーの自社臨床試験の実施とPOC取得」、「海外メガファーマとの複数アライアンスの締結」、「臨床試験推進のための財務基盤の拡充」を掲げ、これにより「世界のアプタマー医薬品開発における主要な地位確立」を目標としております。この経営課題の実現に向けて以下について、特に重点的に取り組んでまいります。

### ①自社での治験の実施

当社は、将来において当社が大きく飛躍するためには、自社で臨床試験を実施することが必要であると考えております。具体的には、RBM-007による加齢黄斑変性症を対象とした臨床試験を米国で実施中です。また、軟骨無形成症を対象とした治験計画届出を2021年3月期を目途にPMDA(米国FDAに相当する日本の審査機関)に行い、臨床POC獲得までの臨床開発を進めてまいる予定です。これに向けて社内は当然のことながら、外部委託機関の有効活用や国内外の医学専門家の協力を得て推進するとともに、これらの進捗管理を図りスケジュールに遅れることなく取り組んでまいります。すでに、加齢黄斑変性症の治験を進める目的で、RIBOMIC USA Inc.を当社の100%子会社として米国Berkeleyに開設し、CEOならびに学術臨床医チームを組織して、必要な体制は整えました。さらに、臨床POC獲得までの状況に応じて資金調達を実施し、パイプラインの価値を極大化するための臨床開発資金を確保してまいります。

### ②自社パイプラインの充実と質の高いデータの構築

持続的な企業成長を実現するためには、良質な自社パイプラインを選定、拡充し、各々について製薬企業の評価に耐え得る試験データを取得していくことが重要と考えております。新規テーマの選定にあたっては、大手製薬企業における重点領域、既存薬剤による医療ニーズの充足度等を調査し、最適な創薬ターゲットと適応疾患を選定するよう努めてまいります。しかし同時に、経営資源の集中のため、一度着手したテーマについても、一定期間の後に適切な評価を実施し、必要に応じて、開発ラインから除外する判断も必要であると認識しております。

### ③新規技術の開発

今後、アプタマー医薬への参入企業が増えてきた場合でも常に技術の優位性を保てるように、新規のアプタマー創薬技術の開発に努めてまいります。具体的には、アプタマー創製の新技術の開発、次世代シーケンサーとコンピュータ科学を利用したアプタマー探索の人工知能技術の開発、アゴニスト・アプタマー（受容体作動薬）や細胞内への取り込み可能なアプタマー、細胞膜貫通型のタンパク質と結合するアプタマーなどの創製に繋がる技術を目指し、これまでに培った技術のさらなる発展、向上を図ってまいります。

### ④ライセンス活動の推進

ライセンス・アウトを目標とした共同研究の実現や、自社パイプラインのライセンス・アウトを図るべく、国内外の製薬企業への営業活動、学会での発表や学術雑誌への論文掲載等を通じて、当社の技術と製品を国内外にアピールする活動を継続してまいります。

### ⑤共同研究の推進

大手製薬企業との共同研究は、安定的な収益源となるだけでなく、当社のアプタマー創製に関するスキルアップにつながり、同時に、大手製薬企業の技術を活用して開発を迅速に進められることから、既存の契約での成果創出と同時に、新規提携契約の獲得に努めてまいります。

### ⑥コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、アプタマー創薬企業としてアプタマーを素材とする新薬を次々と創製し、継続的な成長と企業価値の最大化を図り、医薬品開発を通して社会に貢献できる企業を目指しております。このような企業として社会的責任を果たしていくために、社外取締役を2名体制にしている他、コーポレートガバナンス・コードへの対応も継続して進めてまいりましたが、今後もコーポレート・ガバナンス体制の強化により経営の健全性や透明性の向上を継続的に図っていくことは、最も重要な課題の一つであると認識し、取り組んでまいります。

### ⑦組織体制の整備と、人材の育成・登用

当社は、上記の課題に対応し、当社事業の継続的な発展を実現するためには、それに対応する組織体制の整備と、人材の育成・登用を図ることが重要と考えており、必要に応じて組織体制の強化を図ってまいりました。今後も事業構造や事業展開等を勘案したうえで必要な人材を育成し必要なポジションに登用する他、豊富な経験を有する人材の採用、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

#### (6) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社は、新薬の研究開発（「創薬」）を主要な事業内容としておりますが、その創薬事業の特徴としては以下が挙げられます。

- ①生体内に存在する核酸を成分とするアプタマーという新規の素材を使用していること。
- ②アプタマー創薬に関する基礎および応用技術を統合したプラットフォーム（様々なアプタマー医薬を創出する技術基盤）である「RiboARTシステム」を確立していること。
- ③「RiboARTシステム」をベースとして、創薬事業を二つのカテゴリー、即ち自社創薬と共同研究に分け、両者のバランスを取りながら展開していること。
- ④最適な自社製品については自社で臨床試験を実施すること。
- ⑤創薬対象とする疾患を「Unmet Medical Needs（未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ）」に絞り、医療機関や患者様から求められている新薬の提供を目指していること。
- ⑥すでに前臨床試験後期に到達した多数の自社創薬製品を揃え、主要な製品については物質特許を取得済みであること。

当社が他の創薬系バイオベンチャーと比べてユニークな点は、特定のあるいは限られた化合物を開発するのではなく、創薬プラットフォーム「RiboARTシステム」から様々な疾患領域や創薬ターゲットの新薬候補のアプタマーを次々と創出できること、およびこれを自社創薬だけでなく他の製薬企業にも提供できることにあります。さらに、最適な自社製品については、自社で臨床試験を実施し、POC取得済みの製品としてライセンス・アウトを目指すことです。

(7) 主要な事業所（2019年3月31日現在）

| 名称               | 所在地             |
|------------------|-----------------|
| 本社               | 東京都港区白金台        |
| RNA創薬研究所         | 東京都港区白金台        |
| RIBOMIC USA Inc. | 米国カリフォルニア州バークレー |

(8) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 21名  | —      | 40.5歳 | 5.6年   |

（注）従業員数は就業員数であり、パートタイマー、派遣社員は含めておりません。

## 2. 株式の状況（2019年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 43,000,000株

(2) 発行済株式の総数 14,389,900株

（注）発行済株式の総数が前期末に比べて176,800株増加しております。

- ・行使価額修正条項付新株予約権（第12回新株予約権）の行使 154,300株
- ・ストックオプションの行使 22,500株

(3) 株主数 7,344名（前期末比298名増加）

(4) 大株主

| 株 主 名             | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------|------------|---------|
| 大 塚 製 薬 株 式 会 社   | 4,000,000株 | 27.79%  |
| 全 薬 工 業 株 式 会 社   | 1,025,800株 | 7.12%   |
| 佐 々 木 桂 一         | 637,500株   | 4.43%   |
| 中 村 義 一           | 568,000株   | 3.94%   |
| 藤 本 製 薬 株 式 会 社   | 300,000株   | 2.08%   |
| 中 村 恵 美 子         | 279,000株   | 1.93%   |
| 中 村 陽 子           | 200,000株   | 1.38%   |
| 五 味 大 輔           | 200,000株   | 1.38%   |
| 吉 村 光 司           | 180,000株   | 1.25%   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券 | 178,205株   | 1.23%   |

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1)当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

|                  | 第7回新株予約権                     | 第8回新株予約権                    |
|------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 株主総会決議の日         | 2009年9月29日                   | 2010年6月29日                  |
| 割当日              | 2009年10月1日                   | 2010年7月1日                   |
| 保有人数および新株予約権の個数  |                              |                             |
| 当社取締役（社外取締役を除く）  | 3人          630個             | 3人          380個            |
| 当社社外取締役          | —            —               | —            —              |
| 監査役              | —            —               | —            —              |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式                         | 普通株式                        |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 63,000株                      | 38,000株                     |
| 新株予約権の発行価額       | 無償                           | 無償                          |
| 権利行使時の1株当たり払込金額  | 375円                         | 375円                        |
| 新株予約権の行使期間       | 2009年10月1日から<br>2019年9月30日まで | 2010年7月1日から<br>2020年6月30日まで |

|                  | 第9回新株予約権                     | 第10回新株予約権                    |
|------------------|------------------------------|------------------------------|
| 株主総会決議の日         | 2011年6月29日                   | 2012年6月28日                   |
| 割当日              | 2011年6月30日                   | 2012年6月29日                   |
| 保有人数および新株予約権の個数  |                              |                              |
| 当社取締役（社外取締役を除く）  | 3人          380個             | 3人          350個             |
| 当社社外取締役          | —            —               | —            —               |
| 監査役              | —            —               | —            —               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式                         | 普通株式                         |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 38,000株                      | 35,000株                      |
| 新株予約権の発行価額       | 無償                           | 無償                           |
| 権利行使時の1株当たり払込金額  | 390円                         | 390円                         |
| 新株予約権の行使期間       | 2011年6月30日から<br>2021年6月29日まで | 2012年6月29日から<br>2022年6月28日まで |

|                                                      |                                                          |
|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
|                                                      | 第11回新株予約権                                                |
| 株主総会決議の日                                             | 2013年6月27日                                               |
| 割当日                                                  | 2013年6月28日                                               |
| 保有人数および新株予約権の個数<br>当社取締役（社外取締役を除く）<br>当社社外取締役<br>監査役 | 3人          400個<br>—              —<br>—              — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                                     | 普通株式                                                     |
| 新株予約権の目的となる株式の数                                      | 40,000株                                                  |
| 新株予約権の発行価額                                           | 無償                                                       |
| 権利行使時の1株当たり払込金額                                      | 390円                                                     |
| 新株予約権の行使期間                                           | 2013年6月28日から<br>2023年6月27日まで                             |

（注）2014年6月11日開催の取締役会決議により、2014年6月28日をもって普通株式1株を100株に分割いたしました。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数が増加しております。

## (2)その他新株予約権に関する重要な事項

### ①2018年5月28日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債10億円に付された新株予約権

|                    |                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数           | 40個                                                 |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数 | 普通株式 1,633,986株                                     |
| 新株予約権付社債の残高        | 1,000,000,000円                                      |
| 転換価額               | 612円                                                |
| 割当先                | ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合<br>THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合 |
| 利率および償還期限          | 利率：本社債には利息を付しません。<br>償還期限：2021年12月31日               |

**②2018年5月28日開催の取締役会決議に基づき発行した第14回新株予約権**

|                    |                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数           | 16,340個                                             |
| 発行価額               | 総額1,634,000円（新株予約権1個当たり100円）                        |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数 | 普通株式 1,634,000株<br>（新株予約権1個当たり100株）                 |
| 行使価額               | 612円                                                |
| 割当先                | ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合<br>THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合 |
| 行使期間               | 2018年6月13日から2022年6月12日                              |

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役および監査役の状況（2019年3月31日現在）

| 地位        | 氏名    | 担当                                       | 重要な兼職の状況                              |
|-----------|-------|------------------------------------------|---------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 中村 義一 |                                          | RIBOMIC USA Inc.<br>Director          |
| 取 締 役     | 宮崎 正是 | 取締役執行役員<br>管理本部長                         |                                       |
| 取 締 役     | 藤原 将寿 | 取締役執行役員<br>研究開発本部長<br>兼 開発研究部長<br>事業開発管掌 |                                       |
| 取 締 役     | 中村恵美子 | 取締役執行役員<br>経営企画部長                        | RIBOMIC USA Inc.<br>CFO兼Secretary     |
| 取 締 役     | 森川 弘文 |                                          |                                       |
| 取 締 役     | 西畑 利明 |                                          | 株式会社Trans Chromosomics社外取締役           |
| 常 勤 監 査 役 | 藤井 素彦 |                                          |                                       |
| 監 査 役     | 矢部 豊  |                                          | 公認会計士矢部事務所<br>代表<br>湧永製薬株式会社社外<br>監査役 |
| 監 査 役     | 藤井 康弘 |                                          | 藤井法律事務所弁護士                            |

- (注) 1. 取締役 森川弘文氏および取締役 西畑利明氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 藤井素彦氏、監査役 矢部豊氏および監査役 藤井康弘氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 矢部豊氏は公認会計士および税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 藤井康弘氏は、弁護士の資格を有し、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は社外取締役 森川弘文氏、西畑利明氏、社外監査役 藤井素彦氏、矢部豊氏、藤井康弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2018年6月28日開催の定時株主総会において、新たに中村恵美子氏が取締役に、藤井康弘氏が監査役にそれぞれ選任され就任いたしました。
7. 2018年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査役 高木正明氏は任期満了により退任いたしました。

8. 当事業年度で取締役の担当を以下のとおり変更しております。

| 氏名    | 異動前                                                  | 異動後                                      | 異動年月日      |
|-------|------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------|
| 藤原 将寿 | 取締役執行役員<br>研究開発本部長<br>兼 開発研究部長<br>兼 臨床開発部長<br>事業開発管掌 | 取締役執行役員<br>研究開発本部長<br>兼 開発研究部長<br>事業開発管掌 | 2018年12月1日 |

9. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

| 氏名     | 異動前                                      | 異動後                                      | 異動年月日     |
|--------|------------------------------------------|------------------------------------------|-----------|
| 藤原 将寿  | 取締役執行役員<br>研究開発本部長<br>兼 開発研究部長<br>事業開発管掌 | 取締役執行役員<br>研究開発本部長<br>兼 臨床開発部長<br>事業開発管掌 | 2019年5月1日 |
| 中村 恵美子 | 取締役執行役員<br>経営企画部長                        | 取締役執行役員<br>RIBOMIC USA<br>Inc.管掌         | 2019年5月1日 |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項および当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額としております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分   | 員 数 | 報 酬 等 の 額 |
|-------|-----|-----------|
| 取 締 役 | 6名  | 98,053千円  |
| 監 査 役 | 4名  | 19,600千円  |
| 合 計   | 10名 | 117,653千円 |

- (注) 1. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額100百万円以内であります(2014年6月26日 定時株主総会決議)。また、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
2. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額20百万円以内であります(2014年6月26日 定時株主総会決議)。
3. 監査役の員数、および報酬の額には2018年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役 森川弘文氏に該当事項はありません。
  - ・ 取締役 西畑利明氏は株式会社Trans Chromosomicsの社外取締役であります、兼職先と当社の上に特別な関係はありません。
  - ・ 監査役 藤井素彦氏に該当事項はありません。
  - ・ 監査役 矢部豊氏は公認会計士矢部事務所の代表であり、湧永製薬株式会社の社外監査役であります、兼職先と当社の上に特別な関係はありません。
  - ・ 監査役 藤井康弘氏は藤井法律事務所の弁護士であります、兼職先と当社の上に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名    | 地位        | 主 な 活 動 状 況                                                                                     |
|-------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森川 弘文 | 取 締 役     | 当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに出席し、経営に関する豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を行っております。                                  |
| 西畑 利明 | 取 締 役     | 当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに出席し、医薬品開発についての豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を行っております。                              |
| 藤井 素彦 | 常 勤 監 査 役 | 当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに、また同じく開催された17回の監査役会のすべてに出席し、常勤監査役としての見地から、議案審議等に必要な発言を行っております。          |
| 矢部 豊  | 監 査 役     | 当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに、また同じく開催された17回の監査役会のすべてに出席し、公認会計士および税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を行っております。 |
| 藤井 康弘 | 監 査 役     | 就任後、当事業年度に開催された10回の取締役会のすべてに、また同じく就任後に開催された10回の監査役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を行っております。 |

③ 社外役員の報酬等の総額

当事業年度における社外役員5名の報酬等の総額は33,899千円であります。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 12,750千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,750千円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第427条第1項および当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1 企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、取締役および執行役員はそれを率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき教育等を行うことにより、周知徹底を図る。
- 2 法令、定款等に違反する行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供することを社内規程により定める。また、会社へ直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護規程に基づく内部通報制度「ホットライン」を設置、運用する。
- 3 社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。
- 4 法務関連事項を所管する部署は、法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項について事前に検証を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および使用人は、職務の遂行に係る各種文書等の作成、保存および管理については、法令および「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、各部署で規則を策定の上、講習会などを通じて周知徹底を図るとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。
- 2 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から特に重要なものについては取締役会において付議する。

### (4) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- 1 取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- 2 取締役および執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告を行う。
- 3 取締役会は、決裁権限規程に基づき執行役員に一部権限委譲を行うことにより、事業運営に関する迅速な意思決定を行う。

(5) **当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- 1 子会社の事業面における管理は研究開発本部が、管理面における管理は管理本部が統括管理を行う。
- 2 子会社に対し定期的に重要事項の報告を求め、報告事項のうち重要性の高いものについては当社取締役会において報告を行う。
- 3 子会社に対する監査は当社の内部監査室が行い、当社の内部監査計画に基づき定期的に内部監査を実施する。
- 4 子会社を含めた当社グループのリスク管理体制を構築するため、リスク管理に関する規則を定め、当社において包括的に管理を行う。

(6) **監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(7) **取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

- 1 取締役、執行役員およびその他使用人は、以下の事項について速やかに監査役に報告を行う。
  - (1)法令および定款に違反する事項
  - (2)内部通報制度による通報状況
  - (3)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 2 監査役へ報告を行った取締役、執行役員およびその他の使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
- 3 監査役は、取締役会、執行役員会等の経営上重要な会議に出席し、法定事項および全社的に重大な影響を及ぼす事項について報告を受ける。
- 4 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

(8) **監査役の職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) **監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制**

監査役は、代表取締役社長並びに会計監査人と定期的に意見交換を実施する。

(10) **財務報告の信頼性を確保するための体制**

金融商品取引法および関連諸法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

(2018年5月14日 改訂)

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するために、当事業年度において、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 取締役会は15回開催され、取締役の職務執行を監督するとともに、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役および社外監査役がそのすべてに出席いたしました。なお、2018年6月28日開催の定時株主総会で新たに選任された社外監査役については、就任後開催された取締役会のすべてに出席いたしました。また、子会社の運営状況について担当取締役より報告いたしました。
- ② リスク管理規程に基づくリスク管理委員会を開催し、当社グループのリスク評価を行い、リスクの低減を図るとともに、リスク管理委員会での審議内容を取締役会において確認いたしました。また確認項目のうち重要なものについては、適宜内部監査項目に反映いたしました。
- ③ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会や執行役員会等の重要な会議に出席いたしました。また当社グループの業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役や使用人に説明を求めました。さらに当社代表取締役社長および他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図りました。
- ④ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門の業務の監査を実施し、それぞれの検証結果を取締役会に報告いたしました。
- ⑤ コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、情報開示、知的財産権保護、ハラスメント防止等に関する各種教育研修を適宜実施いたしました。
- ⑥ 内部統制の評価については、まず財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制を評価した上で、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価では、選定された業務プロセスを分析して、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、これら統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性を評価いたしました。

# 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目                   | 金 額        |
|-------------|-----------|-----------------------|------------|
| (資 産 の 部)   |           | (負 債 の 部)             |            |
| 流 動 資 産     | 2,502,014 | 流 動 負 債               | 86,016     |
| 現 金 及 び 預 金 | 1,413,982 | 未 払 金                 | 35,471     |
| 有 価 証 券     | 999,994   | 未 払 費 用               | 11,272     |
| 貯 蔵 品       | 8,182     | 未 払 法 人 税 等           | 18,455     |
| 前 渡 金       | 48,179    | 前 受 金                 | 6,750      |
| 前 払 費 用     | 8,914     | 預 り 金                 | 7,567      |
| 未 収 入 金     | 185       | そ の 他                 | 6,500      |
| 未 収 消 費 税 等 | 22,273    | 固 定 負 債               | 1,000,000  |
| そ の 他       | 301       | 転 換 社 債 型<br>新株予約権付社債 | 1,000,000  |
| 固 定 資 産     | 67,021    | 負 債 合 計               | 1,086,016  |
| 有 形 固 定 資 産 | 25,654    | (純資産の部)               |            |
| 建 物         | 8,935     | 株 主 資 本               | 1,481,385  |
| 工具、器具及び備品   | 16,719    | 資 本 金                 | 3,261,040  |
| 無 形 固 定 資 産 | 2,404     | 資 本 剰 余 金             | 3,234,040  |
| ソ フ ト ウ エ ア | 2,404     | 資 本 準 備 金             | 3,234,040  |
| 投資その他の資産    | 38,962    | 利 益 剰 余 金             | △5,013,695 |
| 関 係 会 社 株 式 | 22,552    | そ の 他 利 益 剰 余 金       | △5,013,695 |
| 敷 金         | 14,453    | 繰越利益剰余金               | △5,013,695 |
| 長 期 前 払 費 用 | 1,956     | 新 株 予 約 権             | 1,634      |
| 資 産 合 計     | 2,569,036 | 純 資 産 合 計             | 1,483,019  |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計         | 2,569,036  |

# 損 益 計 算 書

( 2018年 4 月 1 日から )  
( 2019年 3 月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額        |
|-----------------------|---------|----------|
| 事 業 収 益               |         | 7,949    |
| 事 業 費 用               |         |          |
| 研 究 開 発 費             | 612,979 |          |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 323,596 | 936,576  |
| 営 業 損 失 (△)           |         | △928,626 |
| 営 業 外 収 益             |         |          |
| 受 取 利 息               | 823     |          |
| 助 成 金 収 入             | 103,611 |          |
| そ の 他                 | 610     | 105,045  |
| 営 業 外 費 用             |         |          |
| 株 式 交 付 費             | 11,498  |          |
| 為 替 差 損               | 119     |          |
| そ の 他                 | 0       | 11,618   |
| 経 常 損 失 (△)           |         | △835,200 |
| 特 別 損 失               |         |          |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 214     | 214      |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 (△)   |         | △835,414 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |         | 1,210    |
| 当 期 純 損 失 (△)         |         | △836,624 |

# 株主資本等変動計算書

( 2018年 4 月 1 日から )  
( 2019年 3 月31日まで )

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |           |              |                    |              |             | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|--------------------|--------------|-------------|-----------|-----------|
|                             | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金          |              | 株主資本<br>合 計 |           |           |
|                             |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |             |           |           |
|                             |           |           |              | 繰越利益剰余金            |              |             |           |           |
| 当 期 首 残 高                   | 3,214,482 | 3,187,482 | 3,187,482    | △4,177,070         | △4,177,070   | 2,224,893   | 2,278     | 2,227,171 |
| 当 期 変 動 額                   |           |           |              |                    |              |             |           |           |
| 新 株 の 発 行                   | 46,558    | 46,558    | 46,558       |                    |              | 93,117      |           | 93,117    |
| 当期純損失(△)                    |           |           |              | △836,624           | △836,624     | △836,624    |           | △836,624  |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額(純額) |           |           |              |                    |              |             | △644      | △644      |
| 当 期 変 動 額<br>計              | 46,558    | 46,558    | 46,558       | △836,624           | △836,624     | △743,507    | △644      | △744,152  |
| 当 期 末 残 高                   | 3,261,040 | 3,234,040 | 3,234,040    | △5,013,695         | △5,013,695   | 1,481,385   | 1,634     | 1,483,019 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

イ 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。

但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～20年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）による定額法を採用しております。

##### ③ 長期前払費用

定額法によっております。

#### (3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 220,197千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権・債務  
関係会社に対する短期金銭債務 10,546千円

## 3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高  
事業費用 97,849千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数(株) | 当事業年度減少<br>株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式  | 14,213,100        | 176,800           | —                 | 14,389,900       |
| 合計    | 14,213,100        | 176,800           | —                 | 14,389,900       |

(変動事由の概要)

発行済株式の増加数の内訳は、以下のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 176,800株

- (2) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 3,613,086株

## 5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金あるいは安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については主として新株の発行により行う方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク、並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約時に個別に検討するとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。

有価証券はすべて満期保有目的の債券であり、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程である資金運用管理規程の定めに従い、適切な格付けを得た安全性の高い金融商品で運用しているため、信用リスクは僅少であり

ます。

営業債務である未払金は、1年内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 1,413,982        | 1,413,982  | —          |
| (2) 有価証券   | 999,994          | 999,971    | △23        |
| 資産計        | 2,413,976        | 2,413,953  | △23        |
| (1) 未払金    | 35,471           | 35,471     | —          |
| 負債計        | 35,471           | 35,471     | —          |

(注) 1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金

預金は預入期間がすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券

有価証券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1)未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分            | 貸借対照表計上額<br>(千円) |
|---------------|------------------|
| 関係会社株式        | 22,552           |
| 転換社債型新株予約権付社債 | 1,000,000        |

関係会社株式及び転換社債型新株予約権付社債については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

## 6. 有価証券に関する注記

### (1) 満期保有目的の債券

|                        | 種類          | 貸借対照表<br>計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------------------|-------------|----------------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照表計<br>上額を超えるもの  | (1) 国債・地方債等 | —                    | —          | —          |
|                        | (2) 社債      | —                    | —          | —          |
|                        | (3) その他     | 100,000              | 100,001    | 1          |
|                        | 小計          | 100,000              | 100,001    | 1          |
| 時価が貸借対照表計<br>上額を超えないもの | (1) 国債・地方債等 | —                    | —          | —          |
|                        | (2) 社債      | —                    | —          | —          |
|                        | (3) その他     | 899,994              | 899,970    | △24        |
|                        | 小計          | 899,994              | 899,970    | △24        |
| 合計                     |             | 999,994              | 999,971    | △23        |

### (2) 子会社株式

子会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は22,552千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|          |              |
|----------|--------------|
| 減価償却費    | 154千円        |
| 繰越欠損金    | 1,147,497千円  |
| その他      | 7,745千円      |
| 繰延税金資産小計 | 1,155,397千円  |
| 評価性引当額   | △1,155,397千円 |
| 繰延税金資産合計 | —千円          |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

当事業年度において税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の<br>名称                 | 所在地                 | 資本金又は<br>出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容又は<br>職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係                  | 取引<br>内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|-----|----------------------------|---------------------|-----------------------|-------------------|-----------------------------------|--------------------------------|----------|--------------|-----|--------------|
| 子会社 | RIBOMI<br>C USA<br>I n c . | 米国 カ<br>リフォル<br>ニア州 | 22                    | 医薬品<br>の開発        | (所有)<br>直接<br>100                 | 医薬品<br>の開発<br>を委託<br>役員<br>の兼任 | 外注費      | 97,849       | 未払金 | 10,546       |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案の上、両社にて協議の上決定しています。
2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 102円95銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 58円22銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社リボミック

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 津 大次郎 ⑩  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 前 田 啓 ⑩  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リボミックの2018年4月1日から2019年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程及び監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び執行役員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を、「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

| 株 式 会 社              | リ ボ ミ ッ ク | 監 査 役 会 |
|----------------------|-----------|---------|
| 常 勤 監 査 役<br>(社外監査役) | 藤 井       | 素 彦 ⑩   |
| 監 査 役<br>(社外監査役)     | 矢 部       | 豊 ⑩     |
| 監 査 役<br>(社外監査役)     | 藤 井       | 康 弘 ⑩   |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役森川弘文氏は辞任されますので、補欠として取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、選任される取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| もり とし ゆ き<br>森 俊 介<br>(1967年6月12日) | 1995年4月 米国国立ガン研究所入所<br>2005年12月 武田薬品工業株式会社入社<br>医薬研究本部主席研究員<br>2009年4月 同社医薬研究本部主席部員<br>2014年7月 株式会社ウィズ・パートナーズ入社<br>ダイレクター兼チーフ・サイエンティフィック・オフィサー<br>2018年10月 Newton Biocapital SA入社<br>インベストメント・パートナー（現任）<br>2018年10月 TMパートナーズ合同会社<br>設立・代表社員（現任） | 一株         |

#### 《社外取締役候補者とした理由》

森俊介氏は、製薬企業並びにヘルスケア関連投資会社において、研究開発から事業戦略の構築推進、さらにはヘルスケア分野の投資先へのハンズオン・サポートをリードする等、医薬品業界での豊富で幅広い経験を有し、当社の事業開発やアライアンス戦略に大きな寄与をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者森俊介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 森俊介氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額といたします。
4. 森俊介氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係はないことから、一般株主の利益に相反するおそれがなく、当社が定める独立性基準を充足しておりますので、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出る予定であります。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区白金台一丁目1番1号

八芳園 本館3階 チャット

電話 03-3443-3111（代表）



交通：地下鉄

＜南北線・三田線＞ 白金台駅下車50m（2番出口より徒歩3分）

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。